

令和4年度学校いじめ防止基本方針

四万十市立中村南小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある、決して許されない行為である。

本校は、「人権尊重の理念を基本とした教育の創造に努め、高い知性と心身ともに健康で人間性豊かな児童の育成」を教育方針とし、これまでも、「いじめはどの子どもにも起こりえる」、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯なこゝろである」との認識のもと子どもたちの健全育成に向けた取り組みを推進してきた。

中村南小学校いじめ防止基本方針は、子どもの尊厳を保持するという目的のもと、学校、家庭、地域住民その他関係機関が連携して、いじめ問題の克服・いじめ防止のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指して行わなければならない。

そのためには、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを全ての児童生徒が十分に理解し、学校全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

加えて、いじめ防止の対策は、いじめられた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行うものである。

第2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、該当児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影

響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第3 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

第4 「いじめの防止等の対策委員会」

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する。いじめに係る疑いがある時には、当該組織が組織的にいじめであるかどうかの判断を行う。

情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、当該組織は、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCA サイクルで検証を担う。

① 組織の役割

- いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の

作成・実行・検証・修正

- いじめの防止等の対策の取組に関するチェックシート（教職員用、児童生徒用、保護者用等）の作成・検証・修正
- いじめに関する校内研修の企画・検討
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する
- 重大事態の調査のための組織について、学校がその調査等を行う場合の母体とする

② 組織の構成員

<校内委員>

校長、教頭、学年主任、生徒指導主任、人権教育主任、養護教諭
その他関係職員

<校外委員>

地域学校協働本部推進委員会、関係機関の助言者等

③ 組織運営上の留意点

当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運営できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど工夫する。

なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

第5 いじめ防止のための取組

①基礎学力の定着と学力の向上

- ・学習意欲を高め、自ら学ぶ力を育てる指導と評価に努める。
- ・客観的な学力の実態把握と分析を行い、日々の学習指導に活かす。
- ・少人数指導、T・T指導、個別指導等、指導方法・指導形態の工夫改善を図る。

- ・楽しい授業、わかりできる授業の創造のために、教材研究を積み、授業力向上に努める。
- ・授業評価表（児童、教員等対象）の効果的な活用を図り、絶えず授業改善に努める。

②道徳教育の充実

- ・指導資料と指導計画を整備し、道徳教育の指導内容の充実を図る。
- ・道徳の時間を完全確保し、指導の徹底化と重点化に努めるとともに、指導方法を工夫し、道徳授業を通して、豊かな人間性と道徳的実践力を養う。
- ・人や自然とのふれあいを大切にし、自他を尊重する心、生命を大切にする心など、豊かな情操を育てる。
- ・道徳の時間を要に学校の教育活動全体を通して、豊かな道徳性を養う。

③保健体育・健康安全教育の推進

- ・保健指導、保健学習を通して、生命と健康を大切にする指導の充実を図る。

④人権教育の推進

- ・人権の尊重を根底とした教育を推進する。
- ・各学年のねらいに即した授業実践を行い、自他を理解し尊重できる人権意識を確立し、行動化できる人間を育てる。
- ・各学年の発達段階に応じて、地域の教育資源を活用し、体験を重視した教育内容の充実を図る。
- ・差別の現実学び、「同和問題」の認識を深める。
- ・心身の障害について豊かに理解し、障害のある人と共に生きようとする態度を養う。
- ・外国人とのコミュニケーションを図り、国際理解につなげる。

⑤特別支援教育の充実

- ・特別支援教育を全職員の課題として認識し、可能性や能力を最大限に伸ばすよう努める。
- ・発達障害児童の実態を理解し、個に応じた指導に努める。
- ・教育諸条件を整備し、指導内容や指導方法の充実に努める。
- ・通常の学級の児童とのふれあいを大切にし、社会性・自立心を高める。

⑥生活指導の徹底

- ・ 基本的な生活習慣の育成を図る。
- ・ 集団生活を自覚させ、規律正しい生活態度と正しい規範意識を養う。
- ・ あいさつ運動を通して明るく朗らかな学校風土をつくる。
- ・ 掃除や整理整頓を徹底し、美しく整然とした環境をつくる態度を育てる。
- ・ 金品の価値を尊び、物を大切にすることを育てる。
- ・ 勤労奉仕活動を通し、働く喜びを体得し、進んで働く態度を育てる。

⑦保育所・幼稚園及び中学校との連携教育の充実

- ・ 本校児童に關係する保育所・幼稚園、中学校の取り組み状況を知り、児童の立場や発達に即した教育の実現、つながりのある教育の実現に努める。
- ・ 児童の実態を情報交換し、円滑な小学校受入れと中学校進学を果たすよう努める。

第6 いじめの早期発見、早期対応等

(1) いじめの発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。(教育相談体制や生徒指導体制の充実、教職員の資質の向上のための研修やアンケートについて等を実施)
 - ・ Q-Uアンケート、いじめアンケートの実施(各年間2回)
- 朝・帰りの会や授業中などの観察を行う。
- 児童生徒の変化等に気づいた情報について、確実に共有するとともに、速やかに対応する。
- 個人ノートや教職員と児童生徒の間で交わされる日記等も活用する。
- 保健室の様子を聞く。
- 保護者にも協力してもらい、家庭で気になる様子はないかを把握する。
- 積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を構築する。
- 児童や保護者に「24時間相談ダイヤル」の周知をする。

(2) いじめの対応

- 速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通す。
- 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

- いじめの対策のための「組織」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- 判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。
- いじめであると判断されたら、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消まで、「組織」が責任を持つ。
- 問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。
- 加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ネット上のいじめには必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。
- いじめが「重大な事態」と判断された場合には、市教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。
- 児童生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける。
- いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。
- 学校における情報モラル教育を進める。

第7 P T Aや地域の関係団体等と連携について

- ① P T Aや地域の関係団体との連携促進
 - P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気づく方法等に関する研修を行う。
 - いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配付し、周知する。
- ② 地域とともにある学校づくり
 - 学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の子どもの育み、いじめ

問題の解決を進めていくために、地域学校協働本部推進委員会とともに、学校のいじめ問題の取組について検証する。

第8 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

学校は、「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、重大事態委員会を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

① 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

② 調査の趣旨等

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

③ 調査を行うための組織について

重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、重大事態委員会（仮称）を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。